

# かしこい相続対策

## ～小規模企業共済の活用～

### 小規模企業共済とは

小規模企業の個人事業主、または会社等の役員の方が事業をやめたり、退職した場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金を準備しておく共済制度です。

いわば経営者の退職金制度です。



### 加入条件

従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主および会社の役員です。年齢制限はありません。

不動産賃貸業の方は、貸家5棟もしくは貸室10部屋以上の事業規模が加入条件となります。

※事業専従者やサラリーマンで副業的に不動産経営をされている方は加入することができません。

### どんな時に受け取れるのか

共済金は廃業時・退職時に受け取ることができ、満期はありません。

契約者の死亡時に遺族が受け取ると死亡退職金扱いになり、相続税の非課税枠があります。

**500万円 × 法定相続人の数 = 死亡退職金の非課税限度額**

### 支払うときの節税効果

掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として、課税対象所得から控除できます。

掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内で500円単位で自由に設定できます。

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表(掛金年額84万円)

課税される所得金額	加入前の所得税・住民税	加入後の所得税・住民税	加入後の節税額
400万円	784,300円	544,000円	241,300円
600万円	1,392,700円	1,137,100円	255,600円
800万円	2,033,200円	1,752,000円	281,200円
1,000万円	2,805,000円	2,438,000円	367,000円

※早期解約は掛金合計を下回る場合があります。

その他細かい規定がありますので、お問い合わせ下さい。

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

(相続税の申告、詳細な計算を要する場合は有料となります)

よつば会計 税理士 中田誠治 税理士 錦織慶典 税理士 平井篤志 税理士 檜山高志 税理士 手嶋豪紀 税理士 安齋康司

よつば会計

検索

TEL: 082-234-0130